特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-漁業分野の基準について-

平成 31 年３月
法務省・農林水産省編

（制定履歴）
平成 31 年３月 20 日公表
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和３年２月 19 日一部改正
令和４年８月 30 日一部改正
令和５年８月 31 日一部改正
令和６年２月 15 日一部改正
令和８年 10 月 15 日一部改正

○　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第２条の４第１項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、漁業分野においては、「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和８年１月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

○　また、法第２条の５の規定に基づく、特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第５号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、漁業分野についても、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第５号）第２条第１項第 13 号及び第２項第７号の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 525 号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。

○　本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第１　特定技能外国人が従事する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等・・・・・・・・・・・・・・　８

第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・・・・・・・・・　14

第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・　19

第５　育成・キャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

第１　特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第１の２「特定技能」の下欄に掲げる活動

一　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第２条の５第１項から第４項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

二　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

一　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成 31 年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二　特定技能制度に関する事項

２　その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア　１号特定技能外国人

上記１（１）アの技能水準に対応し、それぞれ別表１のｂ．業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ　２号特定技能外国人

上記１（２）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表２のｂ．業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

【業務内容】

○　漁業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格等により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（漁業又は養殖業）に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。

なお、漁業又は養殖業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務は、例えば、次のものが想定されます。

（漁業区分の業務に従事している場合）

・　漁具・漁労機械の点検・換装
・　船体の補修・清掃
・　魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
・　漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込み
・　出漁に係る炊事・賄い
・　採捕した水産動植物の生簀における畜養その他付随的な養殖
・　自家生産物の運搬・陳列・販売
・　自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
・　魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
・　体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
・　社内外における研修

等

（養殖業区分の業務に従事している場合）

・　漁具・漁労機械の点検・換装
・　船体の補修・清掃
・　魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃

・　漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込み
・　養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
・　鳥獣の駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
・　養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
・　自家生産物の運搬・陳列・販売
・　自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
・　魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
・　体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
・　社内外における研修
等

○　１号特定技能外国人

分野別運用方針第二１（１）アに定める試験及び分野別運用方針第二２（１）アに定める業務に従い、第二１（１）アの試験合格により確認された技能を要するものであって、漁業又は養殖業を主体的に営むものでなく、船長や漁労長等の監督者の指示を理解し、又は監督者の包括的な指示の下で自ら判断しながら、漁労作業や養殖作業の業務に従事する必要があります。

○　２号特定技能外国人

分野別運用方針第二１（２）アに定める試験及び分野別運用方針第二２（１）イに定める業務に従い、第二１（２）アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、漁業又は養殖業を主体的に営むものではなく、船長や漁労長、養殖経営者の下で、操業を指揮監督する者や養殖を管理する者を補佐する者又は他の作業員を指導しながら自らも作業に従事し、作業工程を指揮・管理する者として漁労作業や養殖作業の業務に従事する必要があります。

【労働時間、休憩及び休日への配慮】

○　特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第１条第１項に定めるとおり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。漁業・養殖業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法等の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつ

つ、労働基準法等に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。なお、労働基準法の規定の適用除外となるのは、労働時間、休憩及び休日に関する規定だけであり、深夜勤務における深夜割増賃金やその他の規定については適用除外にならないことにご留意ください。

【相談窓口】

○　特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該特定技能外国人に従事させようとする業務が漁業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

水産庁漁政部企画課
電話：03 - 6744 - 2340

【確認対象の書類】

○　漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 12－1 号）

○　特定技能所属機関が農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は免許を受け漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば大臣許可漁業の許可や定置漁業の免許を受けている場合等。）は、次のいずれかの書類

・許可証の写し
・免許の指令書の写し
・その他許可または免許を受け漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる公的な書類の写し

○　特定技能所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合（例えば当該組合の共同漁業権の内容たる漁業を営んでいる場合等。）は、次のいずれかの書類

・当該組合の漁業権の内容たる漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し
・その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し

○　漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合は、次のいずれかの書類

・漁船原簿謄本の写し
・漁船登録票の写し

【留意事項】

○　自己の雇用する外国人を、当該雇用関係の下に、かつ、他の法人・個人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させるには、派遣事業の許可が必要となり

ます。外国人を関連業務に従事させるに当たっては、職業安定法令を遵守してください。なお、労働者派遣形態については第３も御参照ください。

○　労働者（外国人を含む。）を業務（関連業務を含む。）に従事させる場合、本人の意思に反して労働を強制してはならないことはもとより、過重労働とならないよう、適切な労働時間、休憩及び休日を確保するとともに、当該労働の対償として賃金を支払うなど、労働基準法等を遵守してください。

第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能１号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項及び第４項の規定に適合すること並びに申請人に係る１号特定技能外国人支援計画が同条第６項及び第７項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能２号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項（第２号を除く。）及び第４項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一　申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ　（略）

ハ　従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二　特定技能制度に関する事項

１　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

（１）１号特定技能外国人

漁業分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア　技能水準

別表１のａ．技能水準の欄に掲げるもの

イ　日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ2.2 相当以上の水準と認められるもの

（２）２号特定技能外国人

漁業分野において特定技能２号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア　技能水準

（ア）技能水準

別表２のａ．技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

次のいずれかを満たすこと。

①　漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

②　漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験

イ　日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＢ１相当以上の水準と認められるもの

【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○　「１号漁業特定技能評価試験（漁業）」（分野別運用方針第二１（１）アの試験区分）

当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、漁業分野（漁業区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○　「１号漁業特定技能評価試験（養殖業）」（分野別運用方針第二１（１）アの試験区分）

当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、漁業分野（養殖業区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

○　「日本語教育の参照枠」Ａ2.2 相当以上

※　以下のいずれかの試験の合格

・　国際交流基金日本語基礎テスト（ＪＦＴ－Ｂａｓｉｃ）Ａ2.2 相当以上

・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ４以上

※　特定技能１号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習２号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能１号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、当面の間、当該特定技能１号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習２号の職種・作業については別表参照。）。

また、技能実習２号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能１号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能１号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、令和９年４月１日以降も当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【２号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○　「２号漁業特定技能評価試験（漁業）」（分野別運用方針第二１（２）アの試験区分）

・　当該試験は、漁業区分の業務について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、漁業分野（漁業区分）において熟練した技能を有するものと認められます。

・　漁業区分においては、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を２年以上有することが必要です(※)。

この場合の実務とは、船長・漁労長など操業を指揮監督する者を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は操業を指揮監督する者の下で自らも漁労作業を行いつつ、他の作業員に対し、作業内容に合わせた漁具や作業員の配置等の指揮、船長・漁労長に対して作業の進捗状態等の報告を行うなど、現場のリーダー・主任としての管理を行うことをいいます。

※　令和５年６月９日の分野別運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の１号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱います。

○　「２号漁業特定技能評価試験（養殖業)」（分野別運用方針第二１（２）アの試験区分）

・　当該試験は、養殖業区分の業務について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、漁業分野（養殖業区分）において熟練した技能を有するものと認められます。

・　養殖業区分においては、漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を２年以上有することが必要です（※)。

この場合の実務とは、経営者の下で養殖場長等を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は経営者の下で養殖場長等として、養殖水産動植物の管理作業を自らも行いつつ、養殖いけす等の管理者等として他の作業員の指導業務を行うことをいいます。

※　令和５年６月９日の分野別運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の１号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱います。

○　「日本語教育の参照枠」Ｂ1 相当以上（※）

※　以下の試験の合格

・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ３以上

※　ＣＥＦＲのＢ1 相当以上を判定された場合に限る。

※　令和９年４月１日以降、特定技能２号においては「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【経過措置】

○　「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和５年６月９日閣議決定）による変更前の運用方針３（１）並びに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月 23 日閣議決定）による廃止前の運用方針３（１）及び（２）にそれぞれ掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなします。

旧試験区分	新試験区分
漁業技能測定試験 （漁業）	１号漁業特定技能評価試験 （漁業）
漁業技能測定試験 （養殖業）	１号漁業特定技能評価試験 （養殖業）
１号漁業技能測定試験 （漁業）	１号漁業特定技能評価試験 （漁業）
１号漁業技能測定試験 （養殖業）	１号漁業特定技能評価試験 （養殖業）
２号漁業技能測定試験 （漁業）	２号漁業特定技能評価試験 （漁業）
２号漁業技能測定試験 （養殖業）	２号漁業特定技能評価試験 （養殖業）

【確認対象の書類】

＜特定技能１号の場合＞

○　試験合格者の場合

・技能水準を証するものとして次のいずれか

１号漁業特定技能評価試験（漁業）の合格証明書の写し

１号漁業特定技能評価試験（養殖業）の合格証明書の写し

・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（Ａ2.2 相当以上）の写し

日本語能力試験（Ｎ４以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって漁業分野において特定技能１号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（Ｎ４以上）を受験し、合格する必要はありません。

○　本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

・技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格している場合は次のいずれか

漁船漁業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

養殖業技能評価試験（専門級）の合格証明書の写し

・技能実習２号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）の技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能２号の場合＞

○　技能水準を証するものとして次のいずれか

・２号漁業特定技能評価試験（漁業）の合格証明書の写し

・２号漁業特定技能評価試験（養殖業）の合格証明書の写し

○　日本語能力を証するものとして次のもの

・日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格証明書の写し（ＣＥＦＲのＢ１相当以上を判定された場合に限る。）

【留意事項】

＜特定技能２号＞

○　２号漁業特定技能評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。

第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第２条

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～八（略）

九　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

(1)当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

(2)地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

(3)地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

(4)（略）

ロ　外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第１号から第４号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

十～十二（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第 13 号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

三　協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、

必要な協力を行うこと。

四　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

五　登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第３号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

分野別運用方針（抜粋）

第二　特定技能制度に関する事項

２　その他特定技能の運用に関する重要事項

（３）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア　特定技能所属機関等に対して特に課す条件

①　労働者派遣形態の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者（船員派遣事業者を含む。以下同じ。）は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

②　特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。

③　特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。

④　特定技能所属機関は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

⑤　漁業分野の１号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

⑥　特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

イ　外国人材の派遣先となる事業者に対して特に課す条件

派遣先事業者は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。

【労働者派遣事業者の要件（特定技能基準省令）】

○　漁業分野において労働者派遣等の形態により特定技能外国人を受け入れる

ことができる労働者派遣事業者は、特定技能基準省令第２条第１項第９号に定めるとおり、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。

① 漁業又は漁業に関連する業務を行っている者であること

② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること

③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役職員が当該労働者派遣事業者の役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること

○ ①に関しては、漁業経営体や養殖経営体のように漁業分野に係る業務（漁業又は養殖業）を直接行っている者のほか、「漁業に関連する業務を行っている者」に当たり得るものとして、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等が想定されます。

○ ②に関しては、地方公共団体、漁業生産組合又は上記①の者が、資本金の過半数を出資する方法が想定されます。

○ ③の「地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること」については、地方公共団体又は上記①の者（漁業協同組合など）が、業務執行に実質的に関与していることが必要であり、「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、地方公共団体又は上記①の者が、役員・職員を当該労働者派遣事業者に出向させ、当該事業者の業務方法書等において当該役員等が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。

○ また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については、派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣等の形態による特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。

【漁業分野の固有の基準（告示）】

○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第１項第 13 号に基づき告示をもって定めたものです。

○ 農林水産省が、漁業分野の特定技能所属機関、漁業団体、制度関係機関その他の関係者により構成される漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を組織します。協議会では、その構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び

特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、構成員の協力を得て、様々な取組を行い、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ります。

○　特定技能所属機関は、漁業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会の構成員になる必要があります。（告示第１号関係）

　特定技能所属機関を直接又は間接に会員（組合員）とする団体（漁業団体等）も、当該機関を代表して、協議会に参画することが必要です。

○　協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、漁業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。（告示第２号関係）

○　協議会及び協議会の構成員たる漁業団体は、外国人の受入れ状況の把握や不正行為に対する横断的な再発防止等、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関に対し、報告の徴収、資料の要求、調査等の指導を行うことがあります。特定技能所属機関は、協議会におけるこうした取組に対し、誠実に協力することが不可欠です。（告示第３号関係）

○　特定技能雇用契約を締結する外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、派遣先を、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実に行う者とすることが不可欠です。（告示第４号関係）

○　特定技能所属機関が、１号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関が、制度上、協議会の構成員になることを必ず求めるものではありませんが、上記同様、協議会及びその構成員に対し必要な協力を誠実に行う登録支援機関に対し委託することが不可欠です。（告示第５号関係）

　外国人との円滑な共生を図る観点から、地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努めてください。

○　特定技能所属機関は、特定技能外国人から漁業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合、当該機関における実務経験を証明する書面を交付することが必要です。（告示第６号関係）

○　なお、詳細は、以下の水産庁のホームページを御覧ください。

　URL：https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html

【確認対象の書類】

○　漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12－１号）（特定技能所属機関）

○　漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類（特定技能所属機関）

○　漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第12－２号）（登録支援機関）

特定技能外国人を労働者派遣等の形態により受け入れる場合、上記のほか以下の書類

＜労働者派遣の要件①に該当する場合＞

○　定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類

＜労働者派遣の要件②に該当する場合＞

○　有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類

＜労働者派遣の要件③に該当する場合＞

○　役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類

【留意事項】

○　労働者派遣については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第５章第１節第１（５）及び第２節第１（12）の基準にも適合していることが求められます。

第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第２条（特定技能雇用契約の相手方の基準）

２　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

漁業分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第 13 号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

三　協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。

四　出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。

五　登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第３号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

○　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、漁業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第２項第７号に基づき告示をもって定めたものです。

○　基準の内容については、「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

○　「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

○　「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第５　育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一　特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

４　その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能１号及び特定技能２号に係る漁業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

漁業分野における育成プログラムは、必要な技術・知識・資格（専門技能・日本語能力等）等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

○　漁業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。

○　漁業分野における育成プログラムは、水産庁のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（漁業）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和９年４月１日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習２号	
					職種	作業
特定技能１号	漁業	監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務	１号漁業特定技能評価試験（漁業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和５年６月９日閣議決定）による変更前の運用方針３（１）及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月２３日閣議決定）による廃止前の運用方針３（１）にそれぞれ掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、１号漁業特定技能評価試験（漁業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（漁業） １号漁業技能測定試験（漁業）	【「日本語教育の参照枠」Ａ２．２相当以上】 ・　国際交流基金日本語基礎テスト （ＪＦＴ－Ｂａｓｉｃ）Ａ２．２相当以上 又は ・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ４以上	漁船漁業	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 棒受網漁業
特定技能２号		自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、漁業の作業工程を管理する業務	①　２号漁業特定技能評価試験（漁業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月２３日閣議決定）による廃止前の運用方針３（２）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、２号漁業特定技能評価試験（漁業）に合格したものとみなす。 ２号漁業技能測定試験（漁業） ②　①の合格に加えて、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての２年以上の実務経験	【「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当以上】 ・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ３以上 （ＣＥＦＲのＢ１相当以上を判定された場合に限る）	―	―
特定技能１号	養殖業	監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務	１号漁業特定技能評価試験（養殖業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和５年６月９日閣議決定）による変更前の運用方針３（１）及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月２３日閣議決定）による廃止前の運用方針３（１）にそれぞれ掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、１号漁業特定技能評価試験（養殖業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（養殖業） １号漁業技能測定試験（養殖業）	【「日本語教育の参照枠」Ａ２．２相当以上】 ・　国際交流基金日本語基礎テスト （ＪＦＴ－Ｂａｓｉｃ）Ａ２．２相当以上 又は ・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ４以上	養殖業	ほたてがい・まがき養殖
特定技能２号		自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、養殖業の作業工程を管理する業務	①　２号漁業特定技能評価試験（養殖業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和８年１月２３日閣議決定）による廃止前の運用方針３（２）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、２号漁業特定技能評価試験（漁業）に合格したものとみなす。 ２号漁業技能測定試験（養殖業） ②　①の合格に加えて、漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての２年以上の実務経験	【「日本語教育の参照枠」Ｂ１相当以上】 ・　日本語能力試験（ＪＬＰＴ）Ｎ３以上 （ＣＥＦＲのＢ１相当以上を判定された場合に限る）	―	―